

特定看護師および診療看護師(NP)による医療行為についてのお知らせ(オプトアウト)

当院では、患者さんに安全で質の高い医療を提供するため、医師と協働して、**特定行為研修を修了した看護師(以下、特定看護師)**および**診療看護師(Nurse Practitioner: NP)**が、一定の医療行為を実施しています。

【特定看護師・診療看護師の教育と資格】

- **特定看護師**は、国が定めた「看護師特定行為研修制度」に基づき、薬の調整や傷の処置などの診療の補助に関する教育と実習を修了した看護師です。
- **診療看護師(NP)**は、大学院で2年間の専門教育を受け、高度な知識・技術・判断力を修得した上でNPの資格認定を受けております。診療看護師(NP)も看護師特定行為研修を修了しており医師の包括的または直接の指示のもとで診療の補助を行います。

これらの看護師は、医師と密に連携し、迅速かつ的確な対応で診療の質を高め、患者さまの安心と安全につなげています。

なお、これらの看護師による医療行為をご希望されない場合(オプトアウト)は、遠慮なくお申し出ください。可能な限り、医師による対応に調整いたします。

当院はチーム医療の推進を通じて、患者さま一人ひとりに最適な医療を提供できるよう努めております。ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ・お申し出窓口】

沖縄県立中部病院 患者相談窓口

電話:098-973-4111(平日 9:00~16:30)